

第30号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和元年10月発行〉
発行元
鎌ヶ谷市消費生活センター
TEL:047-445-1246
※予約優先



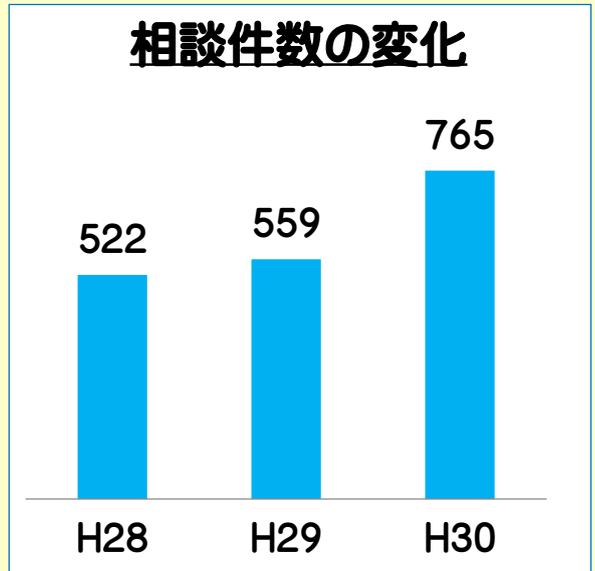
平成30年度鎌ヶ谷市消費生活センター 相談受付状況

相談件数は年々増加傾向に

平成30年度鎌ヶ谷市消費生活センターに寄せられた相談件数は**765件**で平成29年度と比較すると**206件(約27%)**増加しました。

60歳代以上の相談者が増加

60歳代以上は**440件**と全体の相談の**57.5%**を占め、前年度より**113件(約26%)**増加しました。架空請求ハガキによる相談が増加したことが原因です。



ハガキやメールによる架空請求



【事例】
『消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』と書かれたハガキが届く

法的な手続きを思わせる文面で、法務省や裁判所など公的機関を名乗るハガキが突然届いた。

【事例】
携帯電話やスマートフォンに※ショートメッセージサービス(SMS)が届く

実在の事業者をかたり、「有料動画の未納料金が発生、本日中に連絡がなければ法的な措置をとる」などとあり、連絡したら高額な料金を請求された。



不安をあまり電話をかけさせ、お金を支払わせたり個人情報を聞き出す架空請求の手口です。

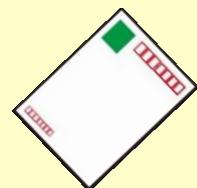
差出人は実在しないため無視してください。電話をすると裁判費用などと言われるお金を支払うように言われます。

裁判所からの訴訟に関する通知は「特別送達」と書かれた封書で配達され、サインをして受け取ります。郵便受けに入れられることはありません。



身に覚えの無い請求は無視しましょう。コンビニでプリペイドカードを買ってID(ギフト)番号を連絡するよう指示する手口もあります。

※ショートメッセージとは・・・
電話番号を宛先に指定してメッセージを送受信できるサービス。



急増！！『火災保険を使って自宅を修理…』 要注意！！



【事例】

「屋根を無料で点検する」と訪問した業者から「雨樋も壊れているので、台風が来たら危険だ。今すぐ修理した方がいい。火災保険を申請すれば自己負担なく修理できる。火災保険の申請も代行します。」と言われ、保険申請の代行と住宅修理の契約をした。後日、解約を申し出ると保険金の50%を請求された。

Point

火災保険を利用した住宅修理のトラブルが急増しています。「住宅の修理に保険の申請代行契約」を勧められてもすぐに契約せず、複数の修理業者から見積もりを取り、契約は慎重に判断しましょう。

※うその理由での保険金請求は保険金詐欺に該当する場合があります。

『手軽に在宅・副業で、もうけ話？』 要注意！！



【事例】

インターネットで「10分の簡単な作業で稼げる」という広告を見て、電子書籍を購入したら、『もうけが倍になる』と更に高額なサポートコースを勧められて契約した。報酬が得られないので解約したい。

Point

副業・投資・ギャンブルなど「高額収入が得られる」と称して販売されている電子書籍（ノウハウ本）をきっかけに「いい話がある」「もっともうかる話がある」などと誘い高額な契約をしたという相談が増えています。

『簡単に稼げる』などの甘い話には注意して下さい。



チケットの高額転売は注意して下さい！



『略称：チケット不正転売禁止法』が
6月14日スタート！！



コンサートや舞台・スポーツ観戦などのチケットが適正価格で流通されることを目的とした法律です。違反者には1年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金。または、その両方の罰則が科されます。

チケット不正転売に関しては文化庁のホームページを確認してください。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/ticket_resale_ban/index.html